

世田谷区多世代近居・同居推進助成事業 要件チェックシート

要件	
申請者世帯の要件	☐ (区内在住の場合) 現在の住所に、6ヶ月以上居住していること。
	☐ (区内在住の場合) 子育て世帯と親世帯の住宅が「同一の区立中学校区域内若しくは隣接する区立中学校区域内」「住宅間の直線距離が3キロメートル以内」のどちらにも当てはまらない。
	☐ (区外在住の場合) 過去6ヶ月間、区内に居住したことがない。
	☐ 生活保護及び中国残留邦人等への支援給付を受けていないこと。
	☐ 転入又は転居後、5年以上継続して、近居または同居する見込みであること。
	☐ (申請者が外国籍の方の場合) 在留資格を有していること。
	☐ 過去に、この助成金を受けたことがないこと。
両世帯の要件	☐ 子育て世帯と親世帯のうち、申請者世帯ではない方の世帯が1年以上、区内に住所を有し居住していること。
	☐ 子育て世帯と親世帯のいずれもが住民税を滞納していないこと。
	☐ 子育て世帯と親世帯の全員が、暴力団員または暴力団関係者でないこと。
その他、世帯に関する要件	☐ 申請が、近居または同居しようとする住宅の契約前であること(※)。申請者世帯に住宅の契約が伴わない場合は、引越しの14日以上前であること。 ※区から交付決定を受けた後に、契約をしていただきます。
	☐ 子育て世帯が、18歳未満の(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある)子を養育していること。(妊娠中で、母子健康手帳が交付されている場合も含む。)
	☐ 親世帯(子育て世帯の世帯主又はその配偶者のいずれかの一親等以内尊属)の者が、介護保険施設等に入所していないこと。
	☐ 助成対象費用を、申請者または申請者の属する世帯員が支払っていること。
住居の引越しの要件	☐ 区内に所在する住宅で、申請者及びその世帯員の居住を目的としたものであること。
	☐ 新たに近居または同居しようとする子育て世帯または親世帯の世帯員(個人)が契約する、民間賃貸住宅または私宅(戸建て住宅・分譲マンション)であること。
	☐ 建築基準法に規定する新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合または同等の耐震性能を有していること。(新耐震基準による耐震補強が施された場合も含む)
	☐ 住宅の用に供する部分の占有面積が、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること。

(参考) 最低居住面積水準算出計算式

世帯人数	住宅の用に供する部分の専有面積 ※ 専有面積は壁芯の面積として計算します。
単身	25㎡
2人	30㎡
3人以上	$(10\text{㎡} \times \text{世帯人数} \times) + 10\text{㎡}$ ※ 実際の人数(住民票上の人数)ではなく、以下の区分に応じて人数を算出 0歳～2歳・・・住民票上の人数×0.25 3歳～5歳・・・住民票上の人数×0.5 6歳～9歳・・・住民票上の人数×0.75 10歳以上・・・住民票上の人数×1 ⇒算出した人数が2人に満たない場合は「2人」とします。 ⇒算出した人数が4人を超える場合は、計算した面積から5%を控除します。